平成３０年（フ）第８５号
宮崎県延岡市浜砂２丁目17番16―101号　サニーハイツ
債務者　宮尾　尚志（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第８７号
宮崎県延岡市大貫町２丁目2986番地１　谷本ビル　406
債務者　竹本　明美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３７号
宮城県栗原市若柳字上畑岡大立３番地１
債務者　菅原　郁恵
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
兵庫県西宮市門戸東町１番20号ロイヤルメゾン門戸Ⅵ301号、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉中２丁目４番25号サニーハイツ５号
債務者　西本千恵子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
兵庫県伊丹市大野１丁目12番地
債務者　古市　敦美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１８５号
兵庫県尼崎市田能３丁目７番４―２号
債務者　海野　智子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０９号
兵庫県尼崎市開明町２丁目34番地の１　ハイツアルペン開明503号、前住所兵庫県尼崎市元浜町１丁目26番地の１　アルス武庫川パークランド402号
債務者　米須　宣仁
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９５号
福岡県久留米市北野町中703番地２
債務者　樋口美千子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１１４号
福岡県久留米市津福今町682番地１の１の１　サンビレッジ津福106号
債務者　中村　詩織
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４７号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目10番14―２号
債務者　西柳　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
鹿児島県垂水市新御堂263番地１
債務者　篠原　己保
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
福島県郡山市長者１丁目４番３号
債務者　深澤　亨子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
福島県郡山市長者１丁目４番３号
債務者　深澤　桃子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
長野県千曲市大字桑原1245番地３
債務者　宮本　昌枝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３７号
長野県東御市本海野1496番地８
債務者　竹内　真実
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４１号
長野県東御市本海野1112番地３
債務者　清水　詠行
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第９７号
佐賀市嘉瀬町大字十五512番地　プロテージェＯＮＥ　Ｂ201
債務者　末次　純子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係